

令和5年度

男女共同参画基本計画
事業実施状況報告書

始良市

始良市男女共同参画審議会意見

1. 市職員一人一人が男女共同参画について当事者意識を持ち、男女共同参画について理解を深め、施策の推進に取り組んでください。さらに企画政策課は庁内において企画調整機能を発揮し、全庁横断的な男女共同参画推進に努めてください。
2. 各課の取組状況の自己評価の基準が不明確です。各課の目標とその達成度が明確になるような事業評価のあり方を検討してください。
3. 「男女共同参画基本計画」の基本理念を実現するために、地域団体や企業等へ積極的に働きかけ、課題解決に向けて前進してください。
4. 社会に男女共同参画意識を浸透させるに当たって、固定的な性別役割分担意識の強さは世代や環境によって異なることを踏まえ、その対象に応じた啓発をたゆみなく継続してください。

始良市男女共同参画推進委員会二次評価

始良市男女共同参画基本計画の施策の重点的に取り組むこと7項目において、「教育・学習の推進」、「暴力の根絶」、「健康支援」、「環境の整備」の分野では、各事業が効果的に実施されており、昨年度に続き高い評価を得ている。

「就業環境の整備」、「女性の参画拡大」、「地域コミュニティづくりの推進」の分野については、継続的な事業への取組が見られているが、評価には大きな変化が見られない。

各課の実施事業においては、計画に基づいた男女共同参画の推進に向けた自主的な取組の事業報告があり、継続的に成果が得られているが、事業の継続だけでなく、より積極的かつ全庁横断的な啓発の取組が必要である。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において顕在化した生活不安などの問題への対応、相談・支援体制の充実が課題となっている。

企画政策課においては、今後は令和6年3月に策定した第3次始良市男女共同参画基本計画を踏まえ、全庁的に男女共同参画への理解を共有するとともに、それぞれの業務において関わりのある団体等への情報発信や学習機会の増加、普及啓発活動の対象範囲の拡大などに取り組む。

施策の次元 総括表

重点的に取り組むこと	達成率			取り組みの方向	進捗度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重点的に取り組むこと1 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる男女共同参画意識の醸成に向けた、あらゆる場における教育・学習の推進	A	A	A	1)男女共同参画意識の涵養を図る広報・啓発の推進	A	A	A
				2)学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進	A	A	A
				3)家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実	A	A	A
				4)男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画意識の涵養を図る取組の推進	A	A	A
				5)性の多様性についての正しい理解を深める広報・啓発の促進	A	A	A
重点的に取り組むこと2 ～始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅰ～ 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備	B	B	B	1)男女ともに「個人の能力発揮」が可能であるための雇用環境の整備促進	B	B	B
				2)多様なライフステージに応じて、男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進	B	A	A
重点的に取り組むこと3 ～始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅱ～ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	B	B	B	1)雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援	B	B	B
				2)行政分野における女性の参画拡大を図る取組の推進	B	B	B
				3)農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援	B	B	B
				4)地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援	A	A	B
				5)防災分野における女性の参画拡大を図る取組の推進	B	A	A
				6)女性のエンパワーメントを支援する取組の推進	B	B	B
重点的に取り組むこと4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶	A	A	A	1)性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進	A	A	A
				2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進	A	A	A
重点的に取り組むこと5 「男女の人権の尊重」を踏まえる健康支援	A	A	A	1)生涯を通じた女性の健康支援	A	A	A
				2)生涯にわたる男女の健康の包括的支援	A	A	A
重点的に取り組むこと6 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備	A	A	A	1)複合的に困難な状況にある一人一人の生活の安定と自立に向けた男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援	A	A	A
				2)誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進	A	A	A
重点的に取り組むこと7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進	B	B	B	1)地域コミュニティの「共助」の力を高める男女共同参画の視点に立った基盤づくりへの支援	B	B	B
				2)多様な人々による男女共同参画の視点に立った住民参加を進める取組の促進	B	B	B

男女共同参画施策における基本理念への貢献度 総括表

重点的に取り組むこと1 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる 男女共同参画意識の醸成に向けた、あらゆる場における教育・学習の推進						
	第3条第1項	第3条第2項	第3条第3項	第3条第4項	第3条第5項	
令和3年度	評価 A					
令和4年度	評価 A					
令和5年度	評価 A	評価 A	評価 B	評価 B	評価 A	
重点的に取り組むこと2 ～始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅰ～ 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備						
	第3条第1項	第3条第2項	第3条第3項	第3条第4項	第3条第5項	
令和3年度	評価 B					
令和4年度	評価 B					
令和5年度	評価 B	評価 B	評価 B	評価 A	評価 B	
重点的に取り組むこと3 ～始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅱ～ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大						
	第3条第1項	第3条第2項	第3条第3項	第3条第4項	第3条第5項	
令和3年度	評価 B					
令和4年度	評価 B					
令和5年度	評価 B					
重点的に取り組むこと4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶						
	第3条第1項	第3条第2項	第3条第3項	第3条第4項	第3条第5項	
令和3年度	評価 A	評価 B	—	—	評価 B	
令和4年度	評価 A	評価 A	—	—	評価 A	
令和5年度	評価 A	評価 A	—	—	評価 A	
重点的に取り組むこと5 「男女の人権の尊重」を踏まえる健康支援						
	第3条第1項	第3条第2項	第3条第3項	第3条第4項	第3条第5項	
令和3年度	評価 A	評価 A	評価 A	評価 B	評価 B	
令和4年度	評価 A					
令和5年度	評価 A					
重点的に取り組むこと6 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備						
	第3条第1項	第3条第2項	第3条第3項	第3条第4項	第3条第5項	
令和3年度	評価 A	評価 A	評価 B	評価 A	評価 A	
令和4年度	評価 A	評価 A	評価 B	評価 A	評価 A	
令和5年度	評価 A	評価 A	評価 B	評価 A	評価 A	
重点的に取り組むこと7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進						
	第3条第1項	第3条第2項	第3条第3項	第3条第4項	第3条第5項	
令和3年度	評価 B	評価 B	評価 B	—	—	
令和4年度	評価 B	評価 B	評価 B	—	—	
令和5年度	評価 B	評価 B	評価 B	—	—	

始良市男女共同参画推進条例(抜粋)

第3条第1項

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

第3条第2項

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

第3条第3項

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

第3条第4項

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

第3条第5項

男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

重点的に取り組むこと 3～始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅱ～
政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 取組の方向	(2) 男女共同参画施策	(3) 事業名	(4) 事業分類	(5) No. 業務	(6) 業務内容	担当課	(7) 1次評価 (各課自己評価)		(8) 施策の次元						(9) 男女共同参画施策における基本理念への貢献度																			
							1次評価	点数	男女共同参画施策			取組の方向			重点的に取り組むこと3			第3条第1項			第3条第2項			第3条第3項			第3条第4項			第3条第5項				
									合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	達成率	合計点数	満点数	進捗度														
1)雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援	24)中小企業における管理職への女性の参画拡大を図る取組への支援	女性活躍推進事業	基本的事業	82	中小企業へのお届けセミナー等学習機会の提供・情報提供による啓発、女性活躍に関する相談対応	企画政策課	A	3				5	9	B	56	84	B	16	24	B	10	18	B	5	9	B	14	18	B	5	9	B		
		女性活躍推進事業	基本的事業	83	企業・関係団体訪問等による啓発	商工観光課・企画政策課	C	1	5	9	B																							
		企業誘致事業	基本的事業	84	企業への情報提供による啓発	商工観光課	C	1																										
2)行政分野における女性の参画拡大を図る取組の推進	25)審議会等委員への女性の登用推進	男女共同参画推進事業	基本的事業	85	審議会等委員への女性の登用推進を図る企画調整	企画政策課	B	2				7	9	B				3	3	A	0	0	#	26	36	B	0	0	#	0	0	#		
	26)市役所における管理職への女性の登用推進	職員人事管理事業	基本的事業	86	対象審議会への女性の登用推進	関係各課	A	3	5	6	A																							
3)農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援	27)農林水産業・商工自営業における経営への女性の参画促進を図る取組への支援	女性活躍推進事業	基本的事業	88	関係団体へのお届けセミナー等学習機会の提供・情報提供による啓発、女性活躍に関する相談対応	企画政策課	B	2				17	30	B																				
		家族経営協定	基本的事業	89	締結時及び見直し時における助言・啓発	農政課	A	3																										
		女性活躍推進事業	基本的事業	90	関係団体へのお届けセミナー等学習機会の提供・情報提供による啓発、女性活躍に関する相談対応	企画政策課・林務水産課	B	2	10	15	B																							
		女性活躍推進事業	基本的事業	91	企業・関係団体訪問等による啓発	商工観光課・企画政策課	B	2																										
		商工会育成補助金	基本的事業	92	商工会と連携した啓発	商工観光課	C	1																										
	28)農林水産業・商工業における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組への支援	農業委員会費補助事業	基本的事業	93	女性農業委員・農業組合等の女性役員登用についての働きかけ	農業委員会事務局	D	0																										
		女性活躍推進事業	基本的事業	94	関係団体へのお届けセミナー等学習機会の提供・情報提供による啓発、女性活躍に関する相談対応	企画政策課	B	2																										
		男女共同参画推進事業	基本的事業	95	関係団体・関係機関等へのお届けセミナー等学習機会の提供・情報提供	企画政策課・林務水産課	C	1	7	15	C																							
		女性活躍推進事業	基本的事業	96	企業・関係団体訪問等による啓発	商工観光課・企画政策課	B	2																										
		商工会育成補助金	基本的事業	97	商工会と連携した啓発	商工観光課	B	2																										

重点的に取り組むこと6

生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備

(1) 取組の方向	(2) 男女共同参画施策	(3) 事業名	(4) 事業分類	(5) No. 業務	(6) 業務内容	(7) 1次評価 (各課自己評価)			(8) 施策の次元									(9) 男女共同参画施策における基本理念への貢献度														
						担当課	1次評価	点数	男女共同参画施策			取組の方向			重点的に取り組むこと6			第3条第1項			第3条第2項			第3条第3項			第3条第4項			第3条第5項		
						合計	満点	進捗	合計	満点	進捗	合計	満点	進捗	合計	満点	進捗	合計	満点	進捗	合計	満点	進捗	合計	満点	進捗	合計	満点	進捗			
2)誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進	59)一人一人の権利が尊重される生活環境の醸成に向けた、市民一人一人の男女共同参画意識の涵養を図る啓発	男女共同参画推進事業	基本的事業	197	啓発 広報 (条例・基本計画の周知)	企画政策課	A	3	29	30	A	6	6	A	18	21	A	6	6	A	0	0	#	6	6	A	3	3	A			
		市民相談事業	男女共同参画関連事業	198	啓発 広報	市民相談センター	A	3																								
	60)子育て・介護に係る困難を包括的に支える基盤整備	子どものショートステイ事業	男女共同参画関連事業	199	保護者の疾病などにより家庭での保育が困難になった場合、一時的に養育保育を行う	子どもみらい課	A	3																								
		利用者支援事業	男女共同参画関連事業	200	病児・病後児保育	子どもみらい課	A	3																								
		生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援) (子どもの学習支援)	男女共同参画関連事業	201	(社協) マナビバ (社協) 自立相談支援センター	生活福祉課	A	3	15	15	A	50	51	A	15	15	A	0	0	#	15	15	A	0	0	#						
		家族介護支援事業	男女共同参画関連事業	203	家族介護者の精神的負担の軽減を図る	長寿・障害福祉課	A	3																								
	61)地域の人々や様々な主体との連携・協働による切れ目の無い支援体制の整備	認知症地域支援・ケア向上事業	男女共同参画関連事業	204	認知症の人と家族介護者を対象とした支援体制づくり	長寿・障害福祉課	A	3																								
		女性相談支援事業	男女共同参画関連事業	205	相談窓口の情報の整理と関係機関の連携を図る	市民相談センター	A	3																								
		生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援) (就労準備支援) (子どもの学習支援) (家計改善支援) 成年後見利用支援事業	基本的事業	206	(社協) 自立相談支援センター (社協) 「すたーと」 (社協) マナビバ (社協) 家計管理セミナー (社協) 成年後見制度広報・報告	生活福祉課	A	3	8	9	A	22	24	A	5	6	A	2	3	B	4	6	B	0	0	#						
		校区コミュニティ協議会支援事業	男女共同参画関連事業	207	校区コミュニティ協議会活動への支援	地域政策課	B	2																								
								69	72	69	72	69	72	215	231	A	66	69	A	6	9	B	46	48	A	11	12	A				

